



2022年2月14日

各 位

会 社 名 東 京 都 競 馬 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 西 充
(コード番号 9672 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 高 倉 和 仁
(TEL 03 - 5767 - 9055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第97回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2019年の会社法改正により、株主総会資料の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、電子提供措置が義務付けられることに伴い、当社現行定款について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日	2022年3月29日
定款変更の効力発生日	2022年3月29日

以 上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 18 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 18 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u></p> <p>1. 現行定款第 18 条の削除及び変更案第 18 条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>